

京都市交通局管理規程 6-0 (京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程)

の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第4条第1項の表回数券の項発売場所の欄中「乗合自動車内,」を削る。

第11条の2第3項, 第11条の7第4項及び第11条の12第3項中「交通局乗客案内所」を「案内所」に改める。

第13条第2項第1号中「4月6日」を「4月4日」に改める。

第27条第3項中「条例第5条の2第2号から第4号までに規定する」を「条例第3条第2項第2号に規定する管理者がこれと同等と認める教育施設並びに同項第3号及び第4号に規定する」に改める。

第65条第2項中「第64条第1項第7号から第10号まで」を「第64条第1項第7号から第9号まで」に改め, 同条第3項中「第64条第1項第11号」を「第64条第1項第10号」に改める。

附 則

この改正規程は, 平成19年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画課)